

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第6回）
開催日時	平成22年2月12日（金曜日）午後2時から午後3時45分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：保谷会長、横道委員、岡本委員、長谷川委員、河野委員、十重田委員 説明員：企画部企画政策課古厩主幹、市民部納税課管野課長、企画部企画政策課高橋主任 事務局：総務部総務法規課 下田部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、林主任
議題	(1) 債権徴収組織の設置に伴う個人情報収集及び目的外利用について（審議） (2) 西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（審議）
会議資料	(1) の議題資料 資料1 事業の内容について 資料2 平成22年4月1日の組織体系（案） 資料3 債権別徴収率及び滞納繰越額（平成18～20年決算） 資料4 引継事案進行管理台帳（案） (2) の議題資料 資料1 関係機関情報共有方式における提供先に関する資料 資料2 災害時要援護者名簿作成に関するデータ作成資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： それでは前回の公債権・私債権の補足説明を聴くこととする。</p> <p>説明員から説明</p> <p>○会長： 説明員から説明があった。委員の方は質問があるか。</p> <p>○委員： 給食費は公債権と私債権のどちらに該当するのか。</p> <p>○説明員： 私債権である。</p> <p>○会長： 今日の説明以外でも質問はあるか。</p>	

○委員：
なし

○会長：
それでは、補足の説明は聴いたので、委員だけで審議をしたい。説明員は退席するように。

説明員退席

○会長：
それでは審議を行う。何か問題があるかないか。法的には問題がないようである。市民の側に立って指摘する点があるかどうか。

○委員：
私債権は資料に掲げられているものだけか。

○事務局：
現在はそれだけであるが、今後新しく出てくる私債権の項目については、その取扱いを検討していただきたい。

○委員：
収集・目的外利用する個人情報の内容について、公債権の場合には財産の調査の規定があるが、債務者の財産は債務者の台帳にすべて記載され、収集・目的外利用する個人情報に含まれるのか。

○事務局：
含まれる。

○委員：
諮問事項には明確に書かれていないが、財産の内容について収集・目的外利用する個人情報に含まれることを明確にすべきである。公債権の財産調査で収集した預金情報等の情報を私債権の徴収活動で利用するということか。

○事務局：
税務情報の場合、税務調査で収集した情報を他の債権の徴収に活用することは税法上の守秘義務があり、活用は難しいと考えている。

○委員：
税務調査で収集した情報を私債権の徴収に利用することはないということか。

○事務局：
法律上できないものと考えている。公債権と私債権を併せて担当するメリットは、徴収に行ったときに併せて督促ができるという点であると考えている。

○委員：

情報を持っているのに利用しないのか。

○事務局：

同じ担当者であっても私債権の回収手続において税の調査による情報の流用はしないものと考えている。

○委員：

税務調査で得た情報は、公債権同士の中では活用するが、私債権の徴収には使わないということによいか。説明員に説明を求める。

説明員から説明

○委員：

税務調査で得た情報は税の徴収でしか使えないということによいか。

○委員：

同一の職員が税務調査で情報を得て、その情報を私債権徴収では使わないというのはどのように理解すればよいか。

○説明員：

私債権の徴収活動に当たって、債権の放棄をしなくてはならないかどうかなどの判断基準として活用するつもりである。裁判上の資料にするなどの利用はしない。

○委員：

差押え手続に用いるということは考えていないが、交渉の過程で有効に活用するなどの利用はあり得るということか。

○説明員：

そうである。情報がなければ私債権の交渉を打ち切ってしまうところを、情報があればその内容を表立っては言えないが交渉を継続して行っていけると考える。

○委員：

必要性は理解した。執行上注意して取り扱うということが必要だ。

○説明員：

情報の利用方法について手順を整理して職員に周知するつもりである。

○委員：

情報を持っているが口に出して言わないというところが大切だ。

○説明員：

現行の税の徴収活動においても、家族間での滞納情報の連絡は行わないようにしている。

公債権と私債権の充当の仕方については、滞納処分の場合には充当の順番が法律で定めがあるが、自主納付の場合にあっては滞納者の判断による場合もあり得る。料では2年、税では5年と時効の期間も違うので滞納状況により判断するケースもあると考え

る。

○委員：

この組織の全体像について市民はいつ分かるのか。

○説明員：

市の組織規則で納税課の中に新組織について規定する予定であり、公布に向けて準備をしている。公布の準備後、年度内に市報を含めて市民に対して周知していく。個別の滞納者に対しては、督促状などにより新組織に事案が移管されることを通知していく。ホームページにも各課の紹介に関する場所に掲載をしていく予定である。

○委員：

悪質な場合は案件の移管があるということだが、市民に対してどのような場合に移管の対象となるのかを明らかにしておく必要があるのではないか。悪質の基準はどのようなものなのか。

○説明員：

金額の基準については、前回説明したとおりであるが、滞納が継続しており、事案を移管した方が効果的な徴収が可能であると判断した場合である。

○委員：

了解した。

○会長：

それでは、説明は聴いたので、委員だけで審議をしたい。説明員は退席するように。

説明員退席

○会長：

結論としていかがか。法的には問題ないと考える。税法上の守秘義務を遵守し、情報の濫用がないことを市に求めれば可とすることでよいと考える。

○事務局：

事案の移管のプロセスにおける本人への通知の省略についてはいかがか。

○委員：

異議なし

○事務局：

債権項目の追加があった場合の取扱いについてはいかがか。諮問答申を必要とするか、報告でよろしいか。

○委員：

報告でよろしい。

○委員：

債権項目が際限なく拡大することはあるのか。

○事務局：

公債権については、市営住宅の使用料などがあり得る。民事債権については給食費、商工関係者に対する貸付金関係などがあり得る。件数が少ないので、現在は所管部署で対応ができる状態にある。

○会長：

了解した。

(休憩)

○会長：

それでは続いて「西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて」を議題とする。事務局に前回までの審議経過の説明を求める。

事務局から説明

○会長：

事務局から説明があった。名簿の内容について委員の方々はいかがか。

○委員：

65歳以上であるが要援護者に該当しないものについても名簿に載せているのはなぜか。

○事務局：

65歳以上を把握したいと考えている。

○委員：

65歳以上であるが要援護者に該当しないものは全体の半数以上である、多すぎるのではないか。手上げ同意方式では何人くらい集まっているのか。

○事務局：

集計は済んでいないが1万人を超えている。

○委員：

後期高齢者に該当する年齢が適当でないか。

○事務局：

担当課は総務省のガイドラインや近隣市の65歳以上を掲載しているという動向の中でラインを設定している。

○委員：

70歳以上とした場合、総数は何人になるのか。

○事務局：

数字は今把握していない。70歳と75歳以上の人数を用意する。

○委員：

高齢化が進んでいるので、総務省のガイドラインが適切かどうかは疑問である。民生委員の市内地域別とはどのような意味か。

○事務局：

民生委員は活動に当たって担当するエリアを持っているのでそのエリアを所管する。消防団、包括支援センターも同じである。

○委員：

社会福祉協議会については名簿の範囲は市全域で良いということになったのか。

○委員：

会長が責任を持って保管するというのであればよいという結論であった。

○事務局：

社会福祉協議会のエリア分けは難しいという説明をした。

○委員：

民生委員は一人で何人のデータを持つのか。

○委員：

地域に高齢者が多いか少ないかによって変わる。

○事務局：

#1とは居住状態を確認した上で、一人暮らしなど要援護者に該当しない者であれば、名簿から削除するとのことである。

○委員：

手上げ同意の名簿と共有機関名簿はリンクするのか。

○事務局：

手上げ同意と重複する者については名寄せをする。

○委員：

手上げ同意方式も65歳以上か。

○事務局：

そうである。

○委員：

一人も漏れがないというのは難しいのではないか。1万人程度が適切ではないか。

○会長：

対象者の総数は分かった。安否確認をする者の人数は把握できているのか。その人数

の概算を資料提供するように。

○事務局：

次回 70 歳以上の要援護対象者の人数等と、安否確認する者の総数を説明する。

○会長：

今後の進行をどうするか。

○委員：

次回も引き続き検討する必要がある。

○会長：

それでは、次回の審議会を 2 月 22 日に開催することとし、本日の審議会は閉会とする。